

平成 17 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 ピジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長
松 村 誠 一
(コード番号：7956 東証第 1 部)
問合せ先: 執行役員経営企画本部
I R 室 担 当
大 薮 克 実
03 - 3252 - 4113 (直通)

新株予約権（ストックオプション）の割当に関するお知らせ

平成 17 年 4 月 27 日開催の当社取締役会において、当社第 48 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 17 年 5 月 31 日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の発行日
平成 17 年 5 月 31 日を予定
2. 新株予約権の発行数
5,180 個
3. 新株予約権の発行価額
無償とする
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 518,000 株
5. 新株予約権行使時に払込をすべき金額
未定
6. 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額
未定
7. 新株予約権の権利行使期間
平成 18 年 4 月 28 日より平成 20 年 4 月 25 日
8. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、および従業員または子会社の取締役いずれかの地位を保有していることに限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件は、本総会決議および取締役会決議のに基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

9 . 新株予約権の消却事由および条件

当社は、未行使の新株予約権を当社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができる。

10 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

11 . 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役、監査役および従業員のうち取締役会において決議する一定の資格を有する者ならびに当社子会社の取締役合計 243 名に割り当てる。

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のため取締役会決議日 平成 17 年 3 月 14 日

(2) 第 48 期定時株主総会の決議日 平成 17 年 4 月 27 日

以 上